

男女共同参画人権擁護事業

人が自尊意識をもち、自らの人権を護りながら自立した生活をおくることができることをめざし、相談事業を実施した。また、配偶者からの暴力の被害者に対する支援のために「河内長野市ドメスティック・バイオレンス被害者等支援連絡会議」を開催した。

1. 女性のための相談事業

女性が自らの安全と生活を守りながら自尊意識をもって自立できるよう支援するため、女性問題解決の視点をもつ女性カウンセラーに委託し、男女共同参画センターにおいて面接相談を実施した。

相談日 第2水曜日 午後1時～4時
第3土曜日 午前9時30分～11時30分
第4水曜日 午前10時～正午、午後1時～3時
相談件数 86件
主な相談内容 パートナー関係、こころ、家族関係など

2. ドメスティック・バイオレンス（DV）防止対策事業

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備することにより、男女平等の妨げになっている配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る。

- （1）河内長野市ドメスティック・バイオレンス被害者等支援連絡会議の代表者及び実務者合同会議を開催し、DV被害者の実態及び支援と今後の課題などに関する情報交換を行った。その後、DV被害者支援のための講義を受けた。

日時：7月9日（木）14時～15時30分
内容：DV被害者の支援の現状と視点
講師：大阪府女性相談センター相談支援課総括主査 増井 香名子

- （2）河内長野市ドメスティック・バイオレンス被害者等支援連絡会議構成員を対象に研修会を開催した。

日時：11月5日（木）14時～16時
内容：DV被害者と窓口対応
講師：フェミニストカウンセリング堺 中川 和子